

自立支援協議会からの第3期障がい児福祉計画素案についての御意見

項目名	御意見	事務局回答
1 （3）子ども・子育て支援等 【見込量確保のための方策】	そもそも指導員不足がずっと言われ、これまでも6年生までの児童の受け入れが難しい現状があったと思うが、一定の要件を満たす児童についての5.6年生の受け入れは現実的なのか疑問に思う。	モデル事業としての、5・6年生の一定の要件を満たす児童の受け入れについては、すでに実施をしております。
2 （2）第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート	アンケートの対象が、受給者証・手帳所持者が対象のため、受給者証不要の市の単独事業の実態や課題が見えない。	計画の記載内容につきましては、国・府の策定指針に基づき策定しているものです。市の単独事業につきましては、主にP95～97、P101、P107～109に記載しています。具体的な数値目標等はお示ししておりませんが、引き続き支援の充実を図ってまいります。また、いただいた御意見を受け今後の施策推進に向けた課題について、P44を加筆修正します。

項目名	御意見	事務局回答
<p>(2) イ (イ) 令和 4 年度までの評価</p> <p>ウ今後のシステム推進の課題</p>	<p>いずれも限られた範囲になっており、計画策定の前提の市全体の実態やニーズがわからない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証を持たない人の市単独事業の実態を把握の上、ニーズを明確化すべき。 ・市の単独事業の充実度が、その後受給者証の利用者の増大につながると考えられる。 <p>バンビ親子教室、多くのセンター内の親子教室、保育園の発達支援保育・要配慮児保育、巡回相談、学童保育の障害児保育など、市単独事業のメニューの記述が見当たらない。</p> <p>市の重要なニーズで解決の急がれる案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉の子の定員割れ（密度の濃い療育の必要な児童の療育の中断等） ・バンビの期間短縮（親子の療育の中断、早期発見・早期療育の低下） ・要配慮児保育の増大（保護者の子ども理解が不十分なまま就学を迎える危険性） ・相談支援事業所の待機（母の不安が増大）等々、実態にも計画の中にも載っていない。 <p>いずれもひとりの障がいのある子、その保護者・家族にとって、とりわけこの時期は一生に関わる人権の課題。子どもの権利条約や障害者権利条約に照らし合わせた計画であるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の記載内容につきましては、国・府の策定指針に基づき策定しているものです。 ・近年、受給者証を取得しながら市の単独事業を利用するケースは増加しています。今回のアンケートである程度のニーズは把握できているものと認識していますが、アンケート調査や保護者との面談等の機会を活用し、市民ニーズの把握に努めます。 ・親子教室につきましては、P96に、保育所等や放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）への巡回相談についてはP108～109に記載しています。 ・こども発達支援センターの事業につきましては、P95～P97に記載しています。今後も、地域療育の中核施設として、関係機関と連携を図りながら事業の充実に努めます。 ・相談支援事業につきましては、P101に記載しておりますが、子育て施策における障がい児支援の状況等を踏まえ、該当箇所について加筆修正します。

項目名	御意見	事務局回答
4 地域支援体制の構築	発達支援の最初の相談窓口がどの時点、どこの窓口になるかは分かりませんので、初めてご家族がコンタクトをとられた時の印象がその後の子育てや発達支援に大きく影響します。今は、インターネットで色々と情報が溢れている時代でもあり、不安だけが大きく、お子さんそれぞれに目を向けた支援が必要な時期に適切な相談、関わりがもてるようにそれぞれの窓口が開かれたものになるよう、また、どこに相談すればよいか分かるようにしてほしいです。	本市においては、乳幼児健診やその後の親子教室の利用を通して、こどもの発達に不安のある保護者に対する相談を受けており、入り口としての役割を任めています。また、幼稚園、保育園等においても、育ちの不安に寄り添い、支援につなぐ役割を担っています。障害児通所支援の利用者が増加する中、サービスの利用支援を担う障害児相談支援事業所の相談支援専門員と各相談窓口の連携強化を図り、サービス利用に関する窓口としての機能を果たす必要があると考え、地域自立支援協議会と連携し、支援体制を構築する旨の記載をしています。
5 (2) 保健医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	「卒業後の進路選択や生活の場の確保については～」とありますが、保護者に対する必要な情報はどのような形で提供していきますか。18歳以降の支援体制で進路先で問題（通所できない、通所先でのトラブルなど）が起きた時や生活の場での困りごとの相談窓口を明確にしてください。	所属する機関（支援学校等）や、相談支援事業所、市内に6カ所ある障がい者相談支援センターとも連携を図り、情報提供や相談対応を行っていきます。
6 (2) 保健医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	高校中退し、フリースクール等にも通えない子どもが、ひきこもりになるケースがありました。現在は、児童発達支援の事業所に通われています。高校中退ということで未就学児になるため、小学校に入るまでの子どもと過ごしています。行き場のない子どもを支援する機関、通所できる場所を作ってください。	学校に通えない子どもの居場所につきましては、公的な施設を含め、さまざまな施設が想定されますが、関係機関と連携し、多様なニーズに対応できるよう、検討してまいります。
7 (3) 地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進	障がい児通所支援サービス事業所等へ、定期訪問して事業所の療育・支援について把握し、療育・支援内容についてスーパーバイズの実施をしてください。現場でどのような実践がおこなわれているかを知って頂き、質の高い療育・支援に繋がるよう取り組んでください。支援中の死亡事故、虐待を減少していくことにもなり、そこで働く職員の困りごとを知る機会になります。	今年度より、アウトリーチ型支援として、事業所に対する、スーパーバイズ、コンサルテーションを行っています。次年度以降は、こども発達支援センターの組織を見直し、その強化を図る体制を構築します。

項目名	御意見	事務局回答
8 2 (1) ア成果目標に係る 主な取り組み (ア) 幅広い高度な専門性	保育（保育士・指導員・看護師）の専門性の記述が欠けている。「心理士等」の中に含めての記述かもしれないが、医学モデルとしての「高度な専門性」と受け止める。診断して治療・訓練を提供する医学モデルの専門性のみをあげているように読み取れる。ICF（国際生活機能分類）が示した生活モデル・人権モデルの観点を入れた記述にすべき。すなわち保育・教育の専門性を踏まえての記述が必要。昨年の国連障害者権利条約権利委員会からの総括所見においても、日本の障害者施策は医学モデルから人権モデルを基本にすべきである旨指摘されている。どんな障害があっても、人として豊かさを獲得していく保育や教育の専門性が重要。	該当箇所について保育士を追記する等、加筆修正します。
9 (エ) 地域の発達支援に関する入口としての相談対応	「発達支援手帳すいすいのーと」の活用について、障害の有無に関わらず、出産した家族全員に行政から配布する形を取ってください。（1歳半検診で配布する等）障害であるかどうか、いつ判明するかわかりません。また、障害がなくても記録をしていくことで、子どもの育ちが実感できると思います。また、成長と共に色々な福祉サービスを利用する時に役立ち、事業所にもわかりやすい情報となります。	母子保健を担当する部署と連携して、発見の段階から発達支援手帳の周知を進めるとともに、吹田市地域自立支援協議会を活用し、「すいすいノート」に関する取り組みについても、当事者、家族、支援者の意向を踏まえ、活用についての検討を進めたいと考えています。
10 ～関係機関の協議の場の設置	0歳～18歳までライフステージの切れ目のない一貫した支援の体制強化はぜひお願いしたいです。児童発達や放課後等デイサービスの事業所も増え、相談支援事業所が関わる範囲は、福祉サービスだけでなく、医療や教育分野とも協力、連携が必要です。民間事業所が増えてきていますので、子ども分野の課題を共有し、課題解決がはかれる場、例えば、こども部会のようなものの設置が必要と思います。	まずは、地域自立支援協議会において、子育て施策における発達支援、障がい児通所支援における課題等、情報発信を行い、解決に向けた協議の場を検討したいと考えています。

項目名	御意見	事務局回答
11 3 障害児支援の利用見込みとその確保策 見込量確保のための方策	<p>利用契約により児童発達支援では保護者が営利企業を含む何十か所の中から選択しなければならない。保護者が適切に選択する力がつくように、時間をかけて障害や発達に視点を置いた子ども理解を援助する（保健センターやバンビ親子教室など）必要。</p> <p>障害（自閉スペクトラムや知的障害など）の早期発見・早期療育による子ども理解の積み重ねが不可欠。健診からバンビ親子教室につなぐ。バンビの期間短縮は見直しを。</p> <p>まだ障害受容が十分ではないこの時期に保護者が選択をしなければならないことはとても荷が重い。あくまでも自己責任にしない施策のあり方を。</p>	93 地域支援体制の構築の回答のとおり。
12 医療的ケアが必要な重度障がい児者について	<p>歩けるようになった方々や、不安定に動き回って危険な方々、自傷や他害など強度行動障がいを示す方々、管を抜くなど片時も目が離せない方々等の受け皿はどの様に整備されるのか？</p>	<p>こども発達支援センターでは、独歩が不安定な児童の受入について、検討を進めています。また、強度行動障がいをお持ちなどのサポートの強化が必要な児童の受入については、受入が進むよう、報酬の見直しについて引き続き国に要望していくと共に、障がい児通所支援事業者連絡会と連携して現状の把握に努めます。</p>